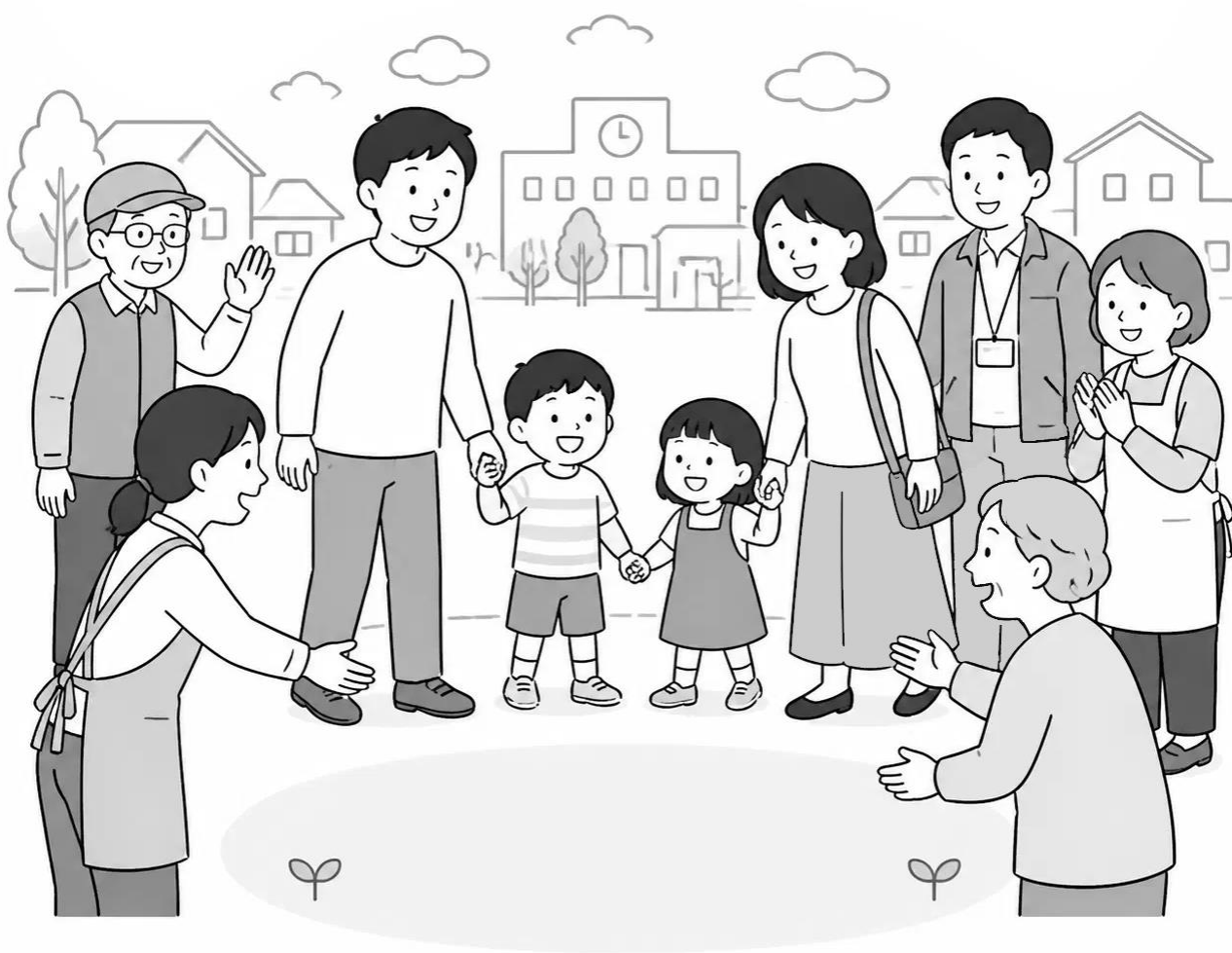


原村ファミリー・サポート・センター ガイドブック



原村子ども課子育て支援係

〒391-0104 長野県諏訪郡原村 12090 番地 I

(子ども・子育て支援センターはらっぱ内)

TEL:0266-78-4430 FAX:0266-79-2962

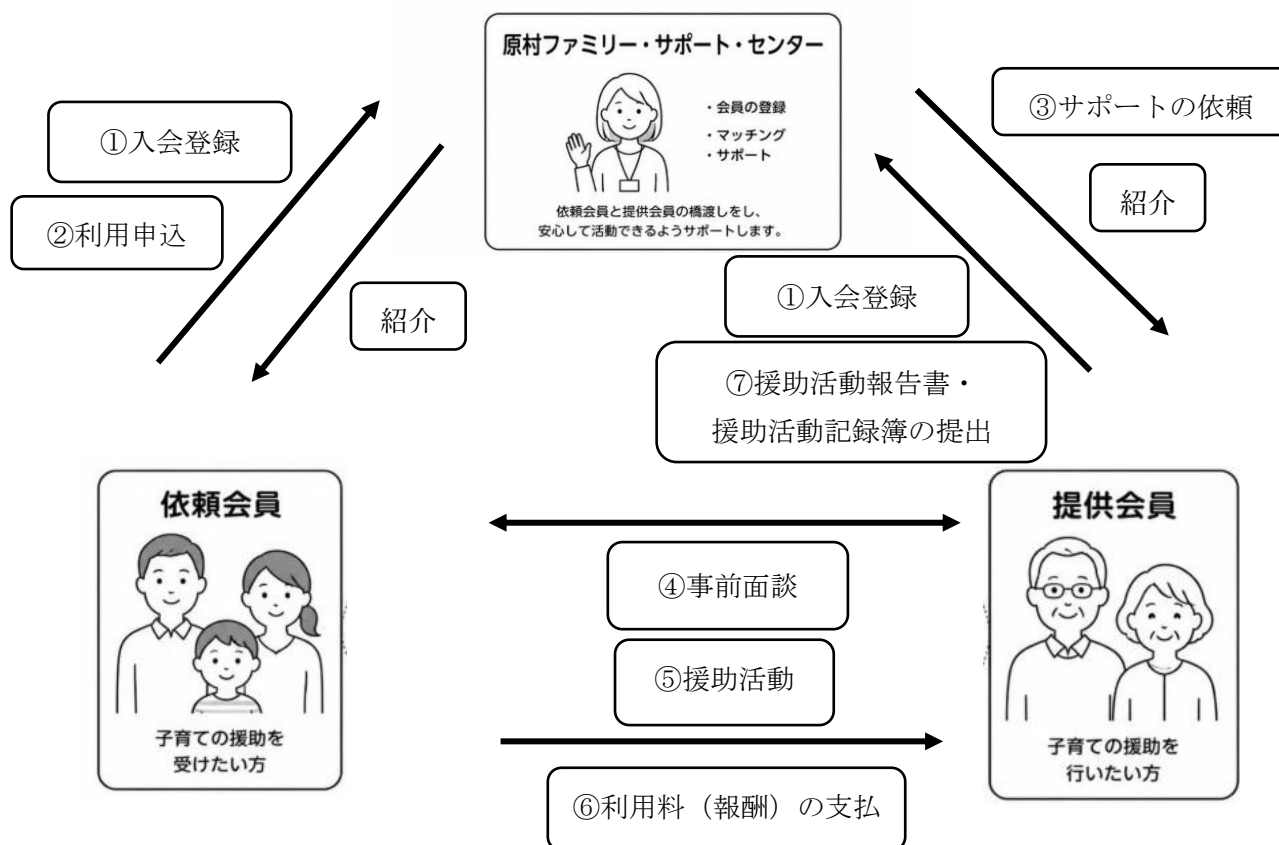
原村ファミリー・サポート・センター事業について

【ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）とは】

子育てをサポートして欲しい人（依頼会員）と子育てをサポートできる人（提供会員）が会員となって地域で子育ての助け合いを有償で行う会員組織です。

依頼会員	村内に居住し、生後3か月から18歳までの子どもを育児中の方で育児のサポートを受けたい方。
提供会員	村内または村均衡に居住する18歳以上の方で、心身ともに健康で育児のサポートに理解と熱意がある方。 ＊入会后、養成講座を受講し終了後に活動を行うことができます。

【ファミサポのしくみ】



【入会方法】

① 入会登録

・電子受付または子育て支援係窓口にて登録受付をしています。



・入会説明

登録受付後、子育て支援係からご連絡し、制度についてご説明いたします。

【入会後の流れ】

② 利用申込 … 依頼会員 → 事務局（子育て支援係）へ

電子申請または子育て支援係にてサポート利用申込みをしてください。

サポート内容の受付は、お子さんの年齢、サポート内容、時間、曜日、依頼頻度など具体的に申込みをしてください。

※申請内容以外のサポートの依頼は、できません。新しいサポート内容の依頼は、再度申請が必要となります。

※お引き受けできる提供会員がない場合もありますので、ご了承ください。

③ サポートの依頼 … 事務局 → 提供会員

事務局より、提供会員に依頼の打診をし、引き受けて頂ける提供会員を探し決定します。

④事前面談（依頼会員、提供会員、事務局の面談）

援助活動を行う前に、依頼会員とお子さん、提供会員、事務局の4者で事前面談を行います。お子さんに直接会い、送迎の場合には保育施設への迎えの仕方、預かりの場所やお子さんの特徴などを細かく伺い支援当日に備えます。

報酬や実費についても確認を行います。

面談料は、依頼会員→提供会員へ 500 円お支払いいただきます。

【援助活動】

⑤援助活動

事前面談の打合せ内容の通り援助活動を実施します。

依頼会員が申請したサポートの内容、事前面談で打合せをした内容以外の援助活動はできません。

事前面談後の活動の依頼は、依頼会員より提供会員へ直接行ってください。

⑥利用料（報酬）の支払い・・・依頼会員 → 提供会員

依頼会員は、提供会員に報酬を直接支払い、提供会員持参の「援助活動報告書」への押印またはサインをしてください。

⑦援助活動報告書・援助活動記録簿の提出・・・提供会員 → 事務局

提供会員は援助活動終了後、「援助活動報告書」及び「援助活動記録簿」を、翌月10日までに事務局へ提出してください。

撮影・スキャンデータはこちらから提出できます。→



利用料について

区分		金額 (対象児童1人につき 1時間当たり)
昼間 (午前8時から午後6時 までの時間をいう。)	平日	800円
	土曜、日曜、祝日及び 12月29日から翌年1月3日まで	900円
早朝及び夜間 (昼間以外の時間をいう。)	平日	900円
	土曜、日曜、祝日及び 12月29日から翌年1月3日まで	1,000円

＊利用料金は、お子さんの引き受けから引き渡しまでの時間を基準に計算します。

＊提供会員が自宅から依頼会員宅まで移動する時間は、利用時間に含みません。

ただし、次の場合は、援助活動に伴う移動時間も利用時間に含みます。

- ・ 依頼会員の自宅以外でお子さんを預かる場合
- ・ 依頼会員宅を経由しない送迎を行う場合

＊はじめの1時間は、1時間以下の活動時間でも1時間分の料金となります。

＊1時間を超える場合は、30分単位で計算します。

＊移動時間は一般に利用できる最短の経路により要する時間を基準とします。

【交通費・実費について】

＊交通費、食費などは、依頼会員の実費負担となります。

＊交通費は、30 円/kmです。

＊距離は、提供会員が自宅を出てから自宅に戻るまでを含めて計算します。

【兄弟姉妹で利用する場合】

＊兄弟姉妹で同時に利用する場合は、2 人目以降の利用料金は半額です。

＊提供会員が預かる子どもの数は、原則として3人までです。

【キャンセル料について】

取消しの連絡をした時期	キャンセル料
前日まで	無料
当日の援助開始予定時間まで	利用料金の半額
当日の援助開始予定時間後、または連絡なし	利用料金の全額

＊当日の援助開始予定時間までに取消しの連絡があった場合は、予定していた援助時間により算定した利用料金の半額がかかります。

＊当日の援助開始予定時間を過ぎてから取消しの連絡があった場合、または連絡がなかった場合は、予定していた援助時間により算定した利用料金の全額がかかります。

地域子育て支援補償保険について

【地域子育て支援補償保険について】

原村ファミリー・サポート・センター事業では、援助活動中の万一の事故等に備え一般財団法人女性労働協会の「地域子育て支援補償保険」に加入します。

この保険の保険料は、センターが負担します。また、送迎等で自動車を使用する場合に備え、「移動サービス専用自動車保険（車両保険なしプラン）」にも加入します。

①依頼子供傷害保険（援助を受ける子どもが対象）

援助活動中や通常の経路による移動中に、援助を受けるお子さんがけがをした場合などに補償される保険です。

死亡保険金	300万円
後遺障害保険金	程度により300万円～12万円
入院保険金	3,000円/日額
手術保険金	3,000円×10倍または5倍
通院保険金	2,000円/日額

補償例

- ・ 援助を受けるお子さんが、提供会員宅の階段で転倒してけがをした場合
- ・ 援助を受けるお子さんが、公園で遊んでいる際に転んで通院した場合
- ・ 援助を受けるお子さんが、活動中に熱中症になった場合

対象にならない例

- ・ 故意または重大な過失による事故

- ・ むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・ その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼け等）
- ・ 保険約款上の免責事由に該当する場合

②サービス提供会員傷害保険（提供会員が対象）

援助活動中や通常の経路による移動中に、提供会員がけがをした場合などに補償される保険です。

死亡保険金	400万円
後遺障害保険金	程度により400万円から16万円
入院保険金	3,000円/日額
手術保険金	3,000円×10倍または5倍
通院保険金	2,000円/日額

補償例

- ・ 提供会員が、走ってくる子どもを受け止めようとして支えきれずに転んでケガをした。
- ・ 提供会員が、送迎後の帰宅途中に雨で濡れた階段で滑ってケガをした。
- ・ 提供会員が、活動中に熱中症になった場合。

対象にならない例

- ・ 故意による事故
- ・ 病気、脳疾患、心神喪失等によるもの
- ・ むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・ 保険約款上の免責事由に該当する場合

③賠償責任保険（提供会員およびセンター）

活動中に、他人の身体、生命、財物を破損したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に補償される保険です。

賠償責任保険	対人・対物1名・1事故 2億円
初期対応費用	1事故 1,000万円
訴訟対応費用	1事故 1,000万円事故

補償例

- ・ 提供会員の不注意により子どもに大きな怪我や火傷をさせてしまった。
- ・ 提供会員の不注意により、依頼会員より預かっていたベビーカーを破損してしまった。

対象にならない例

- ・ 保険契約者または、被保険者の故意
- ・ 自動車の使用または管理に起因する賠償責任

※自動車事故については、原則として自動車保険で対応します。

④移動サービス専用自動車保険

提供会員の自家用車を用いて依頼会員の子どもの送迎等を行っている間の事故を補償する保険です。

対人・対物賠償保険	無制限
車両保険	×
人身傷害保険	3,000万円
車両搬送・緊急応急対応費用	○

補償例

- ・ 送迎中の交通事故により、相手方にけがをさせた場合
- ・ 送迎中の事故で相手方の車や物を損壊した場合
- ・ 送迎中に同乗していたお子さんがけがをした場合

対象にならない例

- ・ 故意による事故
- ・ 無免許運転、飲酒運転等による事故
- ・ 車両自体の損害

※車両保険なしプランのため、自車の修理費は対象外です。

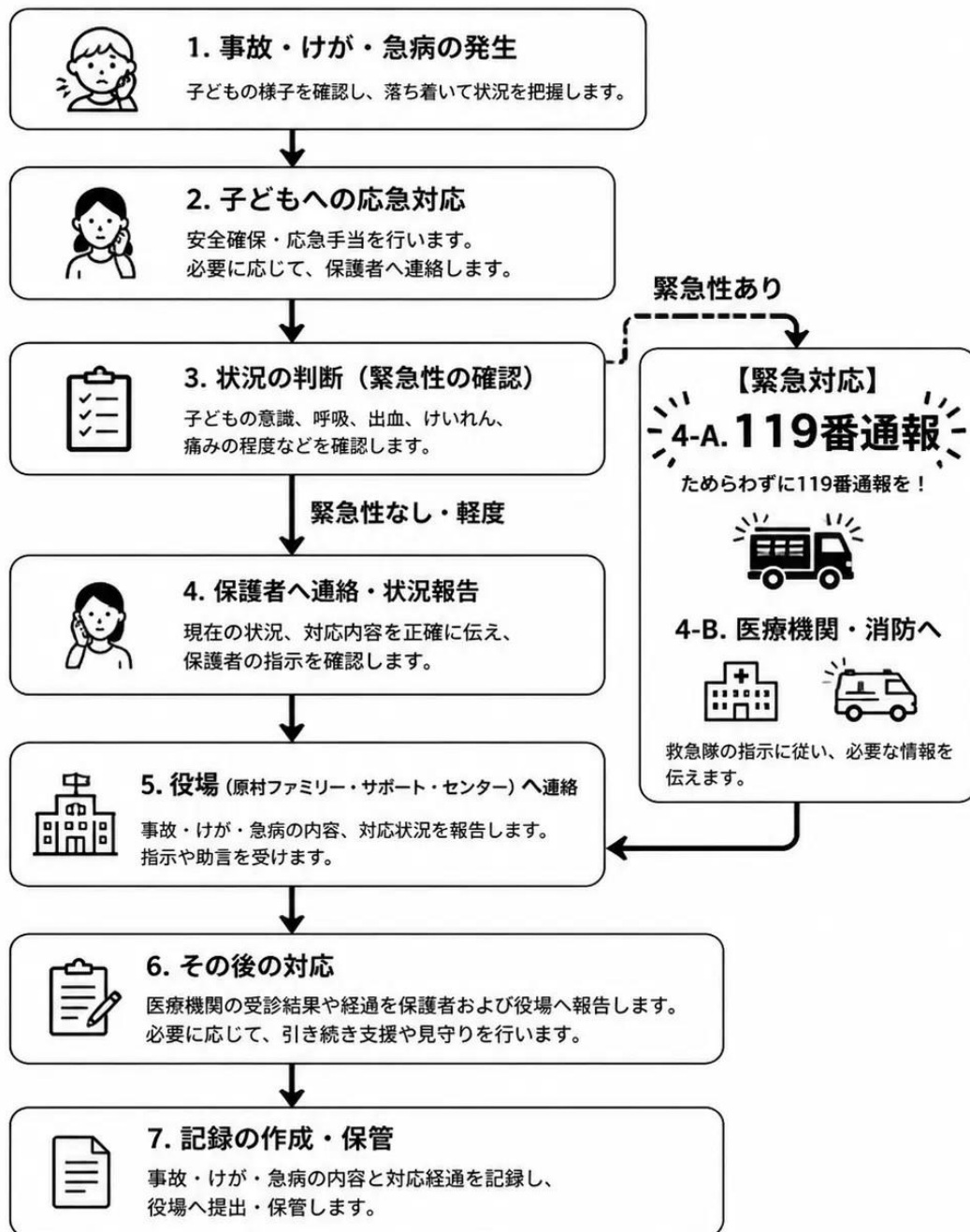
- ・ 約款で定める免責事由に該当する場合

保険利用にあたっての注意

- ・ 保険の適用には、センターを通した正式な援助活動であることが必要です。
- ・ 事前面談を経ていない活動や、申請内容と異なる活動は補償対象外となる場合があります。
- ・ 事故が発生した場合は、速やかに事務局へ報告してください。
- ・ 保険金請求には、事故報告書、診断書、領収書等が必要になる場合があります。
- ・ 保険の適用可否は、最終的に保険約款および保険会社の審査によります。

事故発生時の対応について

原村ファミリー・サポート・センター事業における 事故・けが・急病発生時の対応フローチャート



❗ 落ち着いて、安全確保を最優先に対応してください。

事故発生時の注意

- 事故が発生した場合は、小さな事故でも必ず事務局に報告してください。
- 緊急時には、保険手続きよりも命の安全を最優先に行動してください。
- 活動中の事故・災害・トラブル等については、記録を残してください。
- 自動車事故の場合は、警察への届出も必要です。

Q&A

Q1. ファミリー・サポート・センターとは何ですか。

A. 子育ての援助を受けたい方と、援助を行いたい方が会員となり、地域で子育てを助け合う有償の相互援助活動です。

Q2. 利用するには登録が必要ですか。

A. はい。事前に会員登録が必要です。登録後、制度説明を受けてから利用開始となります。

Q3. どのようなときに利用できますか。

A. 保育園や学校への送迎、保護者の通院や仕事、学校行事の際の預かりなどで利用できます。家事の手伝いは、対象外です。

Q4. どこで預かりますか。

A. 提供会員宅、依頼会員宅、公共施設、または事前面談で確認した場所で行います。活動内容により異なります。

Q5. 登録したらすぐ利用できますか。

A. 原則として、事前面談を行い、援助内容や注意事項を確認してから利用します。

Q6. 急な依頼はできますか。

A. 提供会員の都合によりお引き受けできない場合があります。早めの申込みをお願いします。

Q7. 提供会員が見つからないことはありますか。

A. はい。希望日時や内容によっては、引き受け可能な提供会員が見つからない場合があります。

Q8. 提供会員に直接お願いしてもよいですか。

A. 事前面談後の活動は、直接、提供会員へ申込みをお願いします。

Q9. 提供会員を複数人紹介してもらうことは可能ですか。

A. はい。提供会員を複数人紹介することができます。提供会員を紹介する都度、面談が必要となり、面談料が発生します。

Q10. 兄弟姉妹を一緒に預けられますか。

A. 可能です。お子さんの人数や年齢、提供会員の対応可能範囲によります。事前にご相談ください。預かれる子どもは3人までです。

Q11. 病気のときでも預けられますか。

A. お預かりできません。発熱、嘔吐、下痢、感染症等がある場合は、ご利用を見合わせください。

Q12. 食事やおやつはどうなりますか。

A. 活動時間帯によって必要になる場合は、依頼会員が準備をします。実費がかかった場合は、依頼会員の負担となります。

Q13. 利用料金は誰に支払いますか。

A. 依頼会員が提供会員へ直接支払います。

Q14. 交通費はかかりますか。

A. 送迎などで交通費が発生する場合は、30 円/kmかかります。高速料などが発生した場合は、実費を依頼会員が負担します。

Q15. キャンセルしたいときはどうすればよいですか。

A. 分かった時点で、できるだけ早く提供会員へ連絡してください。規定によりキャンセル料が発生する場合があります。

Q16. 事故が起きたときはどうなりますか。

A. まず安全確保と応急処置を行い、必要に応じて 119 番通報をしてください。その後、保護者と事務局へ連絡してください。

Q17. 保険には入っていますか。

A. はい。依頼子供傷害保険、サービス提供会員傷害保険、賠償責任保険、移動サービス専用自動車保険に加入しています。補償の適用可否は、契約内容及び保険会社の審査になります。全ての事故が補償されるわけではありません。予めご了承ください。

Q18. 誰でも提供会員になれますか。

A. 心身ともに健康で、子育て支援に理解と意欲がある 18 歳以上の方を対象とします。提供会員は、講習等を受けていただきます。

Q19. 預ける理由に制限はありますか。

A. 就労、通院、学校行事、冠婚葬祭、リフレッシュなど、育児支援が必要な場合に利用できます。

Q20. 土日や早朝・夜間も利用できますか。

A. 利用可能ですが、お引き受けできる提供会員がいない場合もあります。

Q21. チャイルドシートなどの準備は、誰がしますか。

A. 依頼会員が準備をし、事前に提供会員へ渡してください。道路交通法に従い、チャイルドシートが必要な年齢のお子さまには、必ずチャイルドシートの着用をお願いします。

Q22. 個人情報を守られますか。

A. はい。会員情報や家庭の事情などの個人情報は、事業の実施に必要な範囲内で適切に管理します。

原村ファミリー・サポート・センター 確認書

原村ファミリー・サポート・センターの会員登録にあたり、次の内容について説明を受け、確認した項目に☑をしてください。

確認事項	確認欄
1 事業の目的 原村ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方が会員となり、地域の中で相互援助活動を行うことにより、子育てしやすい環境づくりを進めることを目的とする事業です。ベビーシッター制度、家事代行の代用ではありません。	☐
2 援助活動の内容 依頼会員が申請したサポートの内容、事前面談で打合せをした内容以外の援助活動はできません。 依頼の内容によっては、お引き受けできる提供会員がいない場合もあります。	☐
3 援助活動として行わない内容 ① 宿泊を伴う援助 ② 家事援助を目的とした活動 ③ 事前申請・事前面談を経していない活動 ④ 会員間で合意していない活動 ⑤ 病児・病後児の活動 ⑥ 事務局を通さない新規依頼	☐
4 入会・登録 登録内容に変更がある場合は、申請が必要です。	☐
5 料金、キャンセル料について 利用料は、定められた基準に従い、依頼会員が提供会員へ直接支払います。 最初の1時間は、1時間未満でも1時間分の料金が発生し、1時間を超える場合は30分単位で計算します。 交通費、飲食代その他実費が必要な場合は、依頼会員が負担します。 また、キャンセル料については、定められたルールに従って取り扱います。	☐
6 事故発生時の対応、保険について 援助活動中に事故やけが、体調不良等が発生した場合は、まず子どもの安全確保と必要な応急対応を行います。 緊急の場合は119番通報を行い、その後速やかに依頼会員および事務局へ連絡してください。 事故の内容は、所定の方法により報告していただきます。 本事業では、活動中の事故に備え、地域子育て支援補償保険等に参加していますが、すべての事故が補償対象となるわけではなく、保険約款に基づき判断されます。	☐

確認事項	確認欄
7 個人情報の取扱いについて 事務局は、会員登録、連絡調整、事故対応、保険手続等、本事業の実施に必要な範囲で個人情報を取り扱います。 また、会員は、活動により知り得た他の会員やその家族に関する個人情報、家庭の事情等を第三者に漏らしてはいけません。 この守秘義務は、退会後も継続します。	☐
8 会員間の責任関係について 本事業は、地域における相互援助活動であり、依頼会員と提供会員の信頼関係のもとで成り立つものです。 会員は、活動の趣旨を理解し、互いに誠実な対応を行う必要があります。 活動中の事故やトラブルについては、当事者間で解決を図るものとします。	☐
9 会員資格の停止、取消しについて 次のいずれかに該当する場合は、会員資格の停止または取消しとなる場合があります。 ① 登録要件を満たさなくなった場合 ② 重大なルール違反があった場合 ③ 他の会員や子どもの安全を損なうおそれがある場合 ④ 個人情報の漏えい等、不適切な行為があった場合 ⑤ 事業の目的や要綱に反する行為があった場合	☐
10 提供会員の活動報告について 提供会員は、援助活動終了後、 翌月10日まで に活動記録簿及び活動報告書を提出してください。	☐ 提供会員のみ

私は、原村ファミリー・サポート・センター事業について説明を受け、上記内容を確認しました。

確認日：令和 年 月 日

氏名：